

## <石灰石中水銀含有量による特例措置について（省令附則第2条第2項）>

セメントの製造の用に供する施設に関する既存施設の排出基準について、主原料である石灰石の水銀含有量の低減が困難な場合、すなわち水銀含有量の少ない石灰石に変更することが困難な場合に限り、特例として緩和した基準が適用されます（以下「石灰石に係る経過措置」という。）。

### ① 石灰石に係る経過措置の適用

原料として使用する石灰石中の水銀含有量を以下の手順により測定

ア 製造ラインに投入される石灰石から1ヶ月間に複数回に分けて試料を採取し、粉碎・混合した後、縮分により調製し、測定用試料とする。

イ 測定用試料を「還元気化原子吸光分析法」、「加熱気化原子吸光分析法」又はそれと同等の方法により分析して水銀含有量を求め、採取月の石灰石中の水銀含有量とする。

測定値が単月において0.05 mg/kg以上の場合

測定結果及び原料の石灰石の変更が困難な理由を明記した書面（様式は任意）を速やかに届出。

所管する知事（事務移譲市の市町）に届出

精度管理等の関連資料（標準作業手順書、定量下限値、検出下限値）を添付。

毎月、ア及びイにより石灰石中の水銀含有量を測定

測定結果に関する資料を3年間保存。知事等からの求めがある場合は速やかに提示する。

### ② 石灰石に係る経過措置の適用の解除

連続した4か月間の石灰石中の水銀含有量がいずれも0.05 mg/kg未満となった場合に、石灰石に係る経過措置を解除します。その場合には、事業者は速やかにその旨を届け出てください（様式は任意）。

## 適用の届出の様式例

(別紙1)

平成 年 月 日

都道府県知事  
市 長

届出者 印

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）  
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が高く、石灰石の変更も困難であるため、石灰石中の水銀含有量の分析結果を添えて届け出ます。

### 記

1. 石灰石中の水銀含有量 (mg/kg)
2. 原料として使用する石灰石を変更することが困難な理由

(添付書面)

精度管理に関する情報

## 適用の解除届出の様式例

(別紙2)

平成 年 月 日

都道府県知事  
市 長

届出者 印

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）  
附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用の解除について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第2条第2項に基づく石灰石に係る経過措置の適用を受けていたところ、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が0.05mg/kg未満である月が4ヶ月以上継続したため石灰石に係る経過措置の解除を届け出ます。

### 記

1. 過去4ヶ月間の石灰石中の水銀含有量（mg/kg）

（添付書面）

精度管理に関する情報